

# ものづくり産業 省エネ設備等導入支援事業 募集要項

## 1 目的

製造業のサプライチェーンにおいて取引先企業への CO<sub>2</sub> 排出削減が求められるなど、国内外で脱炭素化の動きが加速する中、鹿児島県内の中小製造業者が行う工場等における省エネ設備等の導入に係る経費を支援することにより、本県製造業の競争力の向上等を図ります。

## 2 補助対象者

県内に事業所を有し、製造業<sup>※1</sup>を営む中小企業者<sup>※2</sup>。ただし、みなし大企業は除きます。

※1 製造業：日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）における製造業（大分類番号E）に属する事業を営む者  
（総務省 HP [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000290724.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf)）

※2 中小企業者：中小企業支援法第2条に規定する中小企業者

業種	定義
製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人事業主

## 3 補助対象経費

県内の中小製造業者が行う工場等における省エネ設備等の導入に係る経費が対象です。

(1) 省エネ設備等とは、以下のアからウのいずれかに該当する設備等をいいます。

ア 省エネ設備

CO<sub>2</sub> 排出量の削減に寄与する、エネルギーを効率的に消費し稼働する設備  
（例：LED照明、空調設備、ボイラー、乾燥機など）

イ エネルギーマネジメントシステム機器

エネルギーを「見える化」する機能（エネルギーの消費量を数値として表示する機能）、警報機能、省エネ設備を制御する機能を有する機器

ウ その他

設備自体でエネルギーを消費するわけではないが、導入前と比較し、CO<sub>2</sub> 排出量の削減に寄与することが明確に確認することができる設備  
（例：断熱シート、断熱塗料など）

(2) 補助対象となる省エネ設備等の要件

ア 既存設備の更新であること。

既存設備の更新とは、更新前後の使用用途が同じ設備への更新のことをいう。更新対象となる既存設備は、原則として撤去または稼働不能状態とすることが必要。

ただし、「エネルギーマネジメントシステム機器」や「設備自体でエネルギーを消費するわけではないが、導入前と比較しCO2排出量削減に寄与することが明確に確認できる設備」については、更新に限らず、新設も補助対象として認める場合がある。

イ 新品（未使用品）であること。

ウ 補助対象者が自ら所有するものであること。

エ 資源エネルギー庁の「機器・建材トップランナー制度」の対象となっている設備については、エネルギーの使用合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準（以下「トップランナー基準」という。）を満たす設備（当該年度時点の判断基準を達成しているものに限る。）又はこれと同程度の性能を有すると認められる設備であること。

オ 「省エネルギー化計画書(事業所単位)」（交付要綱第1号様式 別紙3-2）で位置付けられている省エネ設備等であること。

(3) 省エネ設備等の導入場所の要件

県内の事業所（既設の工場・事業場、事務所、店舗、その他これらに類するもの）において、省エネ設備等を導入すること。

#### 4 補助率・補助上限額

経費区分	内容	補助率	補助上限額
省エネ設備等導入費	○省エネ設備等の購入、設置工事に要する経費	補助対象経費の3分の1以内 ただし、県内製造業者が製造した省エネ設備等 <sup>※1</sup> を導入する場合は2分の1以内 (※2)	一社あたり上限額 200万円 ただし、県内製造業者が製造した省エネ設備等 <sup>※1</sup> を導入する場合は、一社あたり上限額 300万円 (※2)
その他	○知事が特に必要と認める経費		

※1 県内製造業者が製造した省エネ設備等とは、県内に本社を有する県内製造業者により最終的な製品として製造された省エネ設備等のことをいいます。

※2 県内製造業者が製造した省エネ設備等の導入に係る経費とそれ以外の設備等の導入に係る経費を併せて申請する場合は、補助率はそれぞれの補助率(2分の1以内もしくは3分の1以内)を適用するものとし、補助対象経費の上限は600万円までとします。

(対象外となる経費)

- ・ 単なる老朽化設備の更新に係る経費
- ・ 再生可能エネルギー発電設備の導入に係る経費
- ・ 既存設備の撤去、廃棄に係る経費
- ・ 自社製品又は自社で取り扱う製品の導入に係る経費
- ・ 数年で定期的に更新する設備の導入に係る経費
- ・ 振込手数料、代引き手数料
- ・ 国や他団体からの補助又は委託を受けている事業に係る経費
- ・ 公租公課(消費税及び地方消費税等)
- ・ 用地、建物の取得に要する経費 など

## 5 応募の要件

(1) 次に掲げる事項に着目した「事業計画書」を作成すること(交付要綱第1号様式 別紙1)

本事業の取組(省エネ設備の更新)の必要性や取組によりどのくらいの省エネ効果が期待できるか。

(2) 「省エネルギー化計画書」を作成すること(交付要綱第1号様式 別紙3-1～3-3)

以下、主な項目

- ① 令和2年度のエネルギーの使用状況
- ② 温室効果ガス削減目標及び目標達成のための基本方針
- ③ 具体的な今後の省エネルギー化に向けた取組

## 6 補助事業の実施期間

補助金の交付決定日から令和4年2月28日(月)までとします。

※上記の期限までに省エネ設備等の導入がなされ、その支払いまで完了する必要があります。

## 7 募集期間と申請方法

(1) 募集期間

~~令和3年10月25日(月)～令和3年11月22日(月)【必着】~~

**令和3年10月25日(月)～令和3年12月7日(火)【必着】**

(2) 申請方法

(3)の提出書類を(4)の提出先まで郵送により提出してください。

※ファックスや電子メールでの申請は受付いたしません。

(3) 提出書類

- ① 交付申請書（交付要綱第1号様式）
- ② 事業計画書（交付要綱第1号様式 別紙1）
- ③ 収支予算書（交付要綱第1号様式 別紙2）
- ④ 省エネルギー化計画書（交付要綱第1号様式 別紙3-1～3-3）
- ⑤ 補助対象経費の積算が確認できる書類（見積書等）
- ⑥ 更新前設備及び導入する設備等の設置場所が確認できる書類（事業所及び建物の位置図，平面図等）
- ⑦ 更新前設備等の内容，性能，設置状況が確認できる書類（製品カタログ，現状の設置状況が分かる写真等）
- ⑧ 導入する設備等の内容，性能が確認できる書類（製品カタログ等）
- ⑨ 県内製造業者が製造した設備等であることが確認できる書類（県内製造業者が製造した設備等を導入する場合）
- ⑩ 会社の実態が分かる書類（履歴事項全部証明書等）
- ⑪ 直近の決算書（貸借対照表，損益計算書）
- ⑫ 「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書（申請日以前3ヶ月以内）
- ⑬ その他事務局が必要と認める書類

(4) 提出部数

各1部

※提出いただいた書類は原則返却いたしません。

(5) 提出先（郵送）

ものづくり産業省エネ設備等導入支援事業事務局

住所：〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番（公社ビル4F 402-A号）

電話：099-201-6485

## 8 審査・交付決定

(1) 審査方法

- ・本補助金の審査は提出書類により行いますので，不備や不足がないようご注意ください。
- ・提出書類の不備や不足があった場合は，補正や提出をお願いすることがあります。その場合は速やかに対応ください。

(2) 主な審査項目

- ①事業の目的・内容の的確性
- ②事業実施により期待される効果（省エネ効果等）
- ③省エネルギー化計画書の内容・的確性

- (3) 交付決定
- ・全ての申請者に対して、交付又は不交付の決定通知を送付します。
  - ・事業計画に補助対象外経費が含まれる場合等については、補助金交付申請額から減額し、交付決定する場合があります。

## 9 補助事業者の義務

- (1) 実績報告書の提出  
補助事業完了後10日以内、又は令和4年3月1日（火）のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。
- (2) 事業状況等報告書の提出  
補助事業の完了した日の属する会計年度終了後3年間は、毎年度5月末日までに、省エネルギー化の取組状況等について、事業状況報告書を提出しなければなりません。
- (3) 帳簿等の整理  
補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (4) 事業成果を公表することに同意しなければなりません。

## 10 その他

- 補助金の概算払い  
補助金の概算払いを希望する事業者に対しては、交付決定額の10分の7の範囲内において概算払いにより補助金を交付することができます。この場合、事業完了後、最終的な額を確定する段階で、補助対象経費が減少したときには、補助金を一部返還する必要があります。
- 現地現物審査  
設備の設置状況等について、必要に応じて現地現物審査を行う場合があります。

## 11 スケジュール

募集期間	令和3年10月25日(月)～令和3年11月22日(月)～ 令和3年10月25日(月)～令和3年12月7日(火)
交付決定	・令和3年11月22日(月)までに受け付けた申請については、 12月上旬までに交付決定を行う予定 ・令和3年11月23日(火)以降に受け付けた申請については、 12月下旬に交付決定を行う予定
事業実施 期間	交付決定日～令和4年2月28日(月)
実績報告	補助事業完了後10日以内、又は令和4年3月1日(火)の いずれか早い日までに実績報告書を提出

## 12 事務局

「ものづくり産業省エネ設備等導入支援事業」事務局  
住 所：〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番(公社ビル4F 402-A号)  
電 話：099-201-6485  
FAX：099-201-6202  
E-mail：monozukuri.shoenekagoshima@gmail.com  
専用ホームページ <https://monozukuri-shoenekagoshima.com>

